

# 工事請負契約書

1, 工事名 \_\_\_\_\_

2, 工事場所 \_\_\_\_\_

3, 工事期間 着手：令和 年 月 日 ~ 完成引渡：令和 年 月 日 印紙

4, 報酬 (請負金額) \_\_\_\_\_ (消費税含)

5, 支払方法 契約金 円 完成引渡時 円

上記の工事について注文者「 \_\_\_\_\_ 」を甲とし、請負人「友和産業(株)」を乙として次の条項により請負契約を締結する。

- 第 1 条 <総則> 注文者（以下甲といいます）と請負者（以下乙といいます）は、互いに協力して信義に基づき誠実にこの契約を履行するものとする。
- 第 2 条 <契約の内容> 乙は別冊図面及び仕様書に基づき頭書の報酬（請負金額）で、定められた期間内に工事を完成しなければならない。
- 第 3 条 <権利義務の承継等>  
1. 甲及び乙は互いに相手方の書面による承諾を得なければ、この契約から生じる自己の権利または義務を第三者に譲渡し、もしくは承継させることはできない。  
2. 甲及び乙は、相手方の書面による承諾を得なければ契約の目的物または工事材料を第三者に譲渡し、または貸与し、もしくは抵当権その他の担保の目的に供することはできない。
- 第 4 条 <委任、下請け> 乙はこの契約の履行について、工事の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、あるいは下請けさせてはならない。但し、甲の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。
- 第 5 条 <労務者> 工事に必要な一切の労務者は、全て乙が雇い入れるものとし、その費用は甲に負担させない。
- 第 6 条 <改造> 工事の進行が図面又は仕様書に適合しない場合において、甲が、その改造を請求したときは、乙はこれに従わなければならない。但し、乙はこのために報酬（請負金額）を増額し、又は工期を延長することはできない。
- 第 7 条 <工期の延長>  
1. 甲または乙は、正当な理由があるときは、相手方に工期の延長を求めることができるものとする。  
2. 乙は工事に支障を及ぼす天災地変、災害、天候の不良、建築確認および諸官庁の許認可・検査並びに各融資手続き等の遅延、工事の追加変更の発生、第三者の損害、第12条第1項の場合、またはその他乙の責に帰する事のできない事由によって工期内に工事を完成することができないときには、甲に工期の延長を求めることができるものとする。  
3. 前2項により工期を延長する場合には、延長日数・その他関連する事項につき甲乙協議のうえ決定することとし、甲乙は互いに相手方に対して、工期の延長に伴う損害の賠償を請求できないものとする。
- 第 8 条 <遅滞責任> 乙が正当な理由なく工期内（工期延長の場合は延長後の工期内）に完成しないで遅滞にあるときは、甲は乙に請負代金に対しての違約金を請求することができる。
- 第 9 条 (請負金額) 又は工事の内容を変更する。
- 第 10 条 <工事の中止等> 甲が必要である場合には、工事内容を変更し、又は工事を一時中止、もしくはこれを打ち切ることができる。この場合、報酬（請負金額）または工期の変更については、甲、乙両者が協議して書面で定める。この場合、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を補償しなければならない。賠償額は、甲、乙両者が協議して定める。
- 第 11 条 <損害負担> 目的物の引き渡し前に目的物又は工事材料について生じた損害その他施工に関して生じた損害は、乙が負担する。但し、この責任とは関係のない事由による場合の損害についてはこの限りではない。
- 第 12 条 <不可抗力による損害>  
1. 天災地変その他の自然的条件、疫病・伝染病・感染症その他の制御不能な事象または第三者の行為などで甲乙いずれにもその責を帰す事が出ない事由によって、工事の既成部分または工事材料に損害を生じた時は、乙は事実発生後すみやかにその状況を甲に通知しなければならない。  
2. 前項による損害について甲乙が協議して重大なものと認め、かつ乙が善良な管理者の注意義務を怠ったと認められる場合に限り、その損害の賠償は乙の負担とする。  
3. 火災保険その他損害を填補するものがあるときは、それらの額を損害額より控除したものを前項の損害額とする。
- 第 13 条 <目的物の使用> 甲は工事が完了し、報酬（請負金額）を全額支払わなければ、目的物を使用することができない。
- 第 14 条 <契約不適合者責任>  
1. 乙は工事目的物が契約の内容に適合しないことによって生じた滅失毀損について引渡の日から1年間担保の責を負います。但しこの期間は、石造、土造、煉瓦造、金属造、コンクリート造、およびこれに類する建物その他土地の工作物若しくは地盤が契約の内容に適合しない事によって生じた滅失毀損については2年とする。  
2. 造作、装飾、家具などについては甲が引渡しをうけるとき、甲が検査して、若し契約の内容に適合しないときがあるときは、直ちに乙に修理または取換えを求めなければ乙は責任を負わない。  
3. 前2項の契約内容の不適合があったときは、甲は相当の期間を定めて乙に補修を定めることができます。但し、契約内容の不適合が重要でないのに補修に過分の費用を要するときは、乙は適当な損害賠償でこれに代えることができる。  
4. 契約内容の不適合につき、乙の責めに帰すべき事由があるときは、甲は契約内容の不適合部分に対する補修に代え、または補修とともに、契約不適合責任に基づく損害賠償を乙に求めることができる。  
5. 工事目的の契約不適合が、甲の責に帰すべき事由によるものであるときは、甲は、乙に対して、前第3項に基づく補修請求及び損害賠償請求を求めることができない。
- 第 15 条 <反社会的勢力排除>  
1. 甲及び乙は、政府が制定し、発表している「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」を相互に尊重して、企業の社会的責任を果たすため、相手方に対し、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。  
一 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力関係企業・団体、総会屋、社会運動・政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他の反社会的勢力（以下併せて「反社会的勢力」という）  
二 甲または乙が法人の場合、その株主・役員その他の者であって、実質的に法人の全部又は一部を支配する者が反社会的勢力であること。  
三 自らまたは第三者を利用して、暴力的行為、詐術、脅迫的行為、業務妨害行為、その他の違法行為を行う者。  
四 関係会社（会社法の本手に基づく会社計算規則の定義による）が第1号乃至第3号のいずれかに該当すること。  
五 請負先、製造委託先、修理委託先、情報成果物作成委託先、役務提供委託先その他その名称の如何を問わず自らが請け負い、受任し又は受託した業務の全部又は一部を継続的に履行させる第三者及び運送業者、倉庫業者その他その名称の如何を問わず自らの事業遂行上必要な業務を継続的に請け負わせ、委任し又は寄託する第三者が第1号乃至第3号のいずれかに該当すること。  
2. 甲または乙は、相手方が前項のいずれかに該当し、または前項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したときは、相手方に対して何らかの催告をすることなく、また、何らの損害賠償の責を負うことなく、直ちに甲乙間で締結している全ての契約（売買、請負、業務委託等の契約の種類、基本契約、個別契約等の名称、及び書面、口頭等の形式を問わず、本契約の締結前に締結したものを含む）の全部または一部を解除できるものとする。  
3. 前項の解除が行われた場合、前第1項のいずれかに該当し、または前第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をした相手方は、解除権行使者に生じた損害の賠償をするものとする。
- 第 16 条 <協議事項> この契約に定めない事項については、必要に応じて、甲、乙両者が協議して定める。
- 第 17 条 <特約事項> 契約期間内に、疫病・伝染病・感染症その他の制御不能な事象等の予期することのできない事態によって、工事期間が上記より延長となる場合があります。

特約事項

この契約書を一通作成し、記名捺印の上、乙が原本を、甲がその写しを保有する。

令和 年 月 日

注文者（甲） 住所

氏名

印

請負人（乙） 住所

氏名

印